

経済学史学会倫理綱領

経済学史学会は、社会の信頼と負託を得て、主体的かつ自律的に真理を探究し、学術研究の進展に寄与するため、日本学術会議が制定した「科学者の行動規範について」(2006年10月3日制定、2013年1月25日改定)にもとづき、本学会の会員(以下、会員という)と本学会による学術研究に関わるすべての者が遵守すべき倫理規範を定める。

(会員の基本的責任)

1 会員は、自らの専門知識・能力・技能の維持向上に努め、専門知識や経験を活かして、人類の福祉、社会の安全と平和、地球環境の保全に貢献する責任を有する。

(会員の姿勢)

2 会員は、誠実に判断し行動するとともに、学術研究によって生みだされる知の正確性や正当性を科学的に示す最善の努力を払い、真理の解明や多様な課題の達成へ向けた社会の期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、こうした社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

3 会員は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

(研究活動)

4 会員は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動し、研究成果を論文などで公表することによって、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。また、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、加担しない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

5 会員は、責任ある研究の実施と不正行為およびハラスメントの防止を可能にする公正な環境の確立・維持が自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為とハラスメントを防止する教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

6 会員は、研究への協力者の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重する。会員が、個人の情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合には、その提供者に、目的・収集方法・個人情報の取扱い等について分かりやすく説明し、同意を得る。また、研究のために収集した資料、情

報、データ等の使用にあたっては、プライバシーの保護について十分に注意を払わなければならない。

(他者との関係)

7 会員は、他者の知的成果などの業績を正当に評価するとともに、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。また、他者を誹謗中傷してはならず、自己の地位を利用してその調査・研究・発表などを妨害してはならない。会員は、他者の名誉や知的財産権を尊重するとともに、職務上知り得た他者の成果、知的財産権等に関して守秘義務を要するものは、これを遵守する。

(法令の遵守)

8 会員は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(差別の排除)

9 会員は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

10 会員は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(本学会による学術研究に関わる者の責務)

11 本学会による学術研究に関わるすべての者は、この倫理規範に反する行為を為さず、また不正行為の防止に努め、この倫理規範に沿った学術研究活動と環境整備に努める。

(不正行為への対応)

12 幹事会は、不正の疑いが生じたとき、その調査の実施や関係機関への報告、関係者の処分等を行う倫理委員会を設置するなど、適切に対応する。

(2020年10月17日幹事会承認/2020年12月24日制定)